

# あなた 著作者を殺すのは誰か！ — “著作者人格権” 軽視の重い影 —

棚井文雄 (写真家 / 一般社団法人 日本写真著作権協会 常務理事)

誰もが写真をインターネット上で発信できる時代になって、「著作者人格権」が大変なことになっています。「著作者人格権」とは著作者である写真家の人格を守る権利ですが、プロ写真家の契約からアマチュアのフォトコンテスト規約にまで「著作者人格権不行使特約」が広まりつつあります。この問題の解決には、写真家も自覚が必要です。(一社) 日本写真著作権協会常務理事の棚井文雄氏に現状を解説していただきます。(著作権委員会)

## ■写真家にとっての「作品」とは

私にとって、大学在学中より師事していた大倉舜二との3年間は、「写真家にとっての“作品”とは何か」「写真家とは“何者”なのか」を自身に問い続けた日々であったと言っても過言ではない。当時の大倉は、ファッション写真と料理写真の双方でその名を馳せる特異な存在だったが、商業目的ではない、私が考える本当の意味での写真家(写真作家)の取り組みを実践していた。それを私はすぐ側で見ていたのだ。無論、その後もその問いは続き、ロンドンやニューヨークにおいて世界の写真家の「作品」と彼らの生き様を目の当たりにして、一定の答えを見つけたと思っている。

だからなのだろうか、私にとって作品(著作物)とは、財産的な価値というよりも、まずは人格的な品位や品性、写真家とその作品との関係性へと意識が及ぶ。

私がロンドンへ活動拠点を移すちょうど1年前、田沼武能(日本写真著作権協会[以後JPCA]前会長)と瀬尾太一(同前常務理事)から呼び出しを受け、協会運営を手伝って欲しいとの話を受けた(『日本写真家協会会報』No.178「田沼武能氏を偲ぶ」P22参照)。実際にJPCAの運営に関わるのはそれから10年が経過してからののだが、このところ現代の写真家とその作品との関係性は、著作権、なかでも「著作者人格権」の捉え方に大きく影響を及ぼしているように感じている。

もっとも、私の「作品」創作の追求を、「著作者人格権」と結びつけて考える日が訪れようとは想像し得なかったが。

## ■写真家の「作品」と「権利」

私が写真家を目指したのは中学1年の春だったが、その頃、プロと呼ばれる写真家が写真雑誌や写真展で発表する写真の数々は、プロを目指す、あるいは熱心な愛好家が目標とする(撮りたいと思う)写真であったように記憶している。それらは、私の考える真の意味での「作品」だった。いま思えば、それが成立していた、そんな編集者がいた時代であった、ということなのかも知れない。

ある時、田沼氏から複数の写真家の作品が時代ごとにまとめられた1冊の写真集について、「あなたはと思うか?」と意見を求められたことがあった。私は、

ある時代を境に、突然、写真家たちの「作品」が変化しているのではないかと答えた。田沼氏は一瞬ニヤリとした後、「いまの奴らは、仕事の写真しか撮らねえんだよ、撮れねえんだよ」と現代の写真家たちへの嘆きを口にした。その嘆きは、写真家に留まらず、その周辺の人々についても及んだ。そして、そのような日本写真界のあり様は、写真家の作品のみならず、権利に対する意識にも大きな影を落としているのだろう。

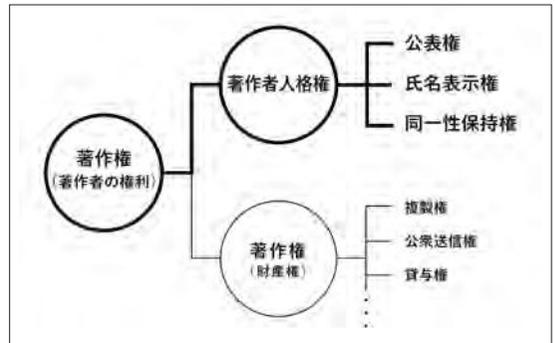
その影の一つが「著作者人格権」の軽視だ。

## ■「著作者人格権」とは

著作権法では、公表権、氏名表示権、同一性保持権の3つが「著作者人格権」として定められている。著作物には、土地など不動産のような財産的な権利がある一方で、人格に対する権利も有している。著作物とは、人格の発露というべき創作物であり、その作者(写真家)に与えられるのが「著作者人格権」であるのだ。この権利は、財産とは異なり譲渡や相続、そして、行使の放棄をすることもできない。そのくらい強い権利とも言える。しかし、この強い権利が軽視されている。その事例を次に挙げよう。

### 事例① フォトコンテスト応募作品の無断利用

近年、フォトコンテストの応募要項に「著作権は撮影者に帰属」とする一方で、「著作者人格権を行使しない」「著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わない」といった表記が多数見受けられるようになってきた。しかし、注意してみると、これはコンテストの応募要項だけではなく、さまざまな利用規約、契約書にも及んでいることが分かる。



また、昨年ある鉄道会社のカレンダーフォトコンテストへ応募した作品が、応募者に無断で、撮影者の氏名の記載もなく、鉄道会社ではない他の会社のイベント告知に利用されていることが分かった。それどころか、写真の提供者として鉄道会社名が表記され、さらには、その作品を誰もが自由にダウンロード出来るような状態にされていた。

このコンテストの応募要項にも「応募者は、上記使用に対し著作者の人格権を行使しないこと」といった条項が記載されている。今回のケースにおける侵害行為は、複製権、氏名表示権、公衆送信権など多岐にわたるが、そもそも、主催者の著作物（応募作品）に対する敬意のなさ、撮影者の人格（権）への配慮に欠ける行為であると言えるだろう。

私は、この応募者が自身の作品を無断で利用されたことについて、いったいどんな気持ちでいるのか、本人の言葉を聞きたいと思い連絡を取った。そして、JPCAの取材に対してこう語った。「純粋な気持ちが弄ばれた」と。

#### 事例② 弁護士が「著作者人格権不行使特約」を推奨？

2021年、著作権制度の普及活動および調査研究などを行っている団体が発行する機関誌に、文化庁著作権課への出向経験がある弁護士による「著作者人格権不行使特約」を推奨するかのよう記事が掲載された。

それは、「著作者人格権不行使特約」は多くの場面で有効であり、権利の行使を受けることはないと考えられるので、著作物を利用する側は、契約の際に「著作者人格権不行使特約」を付加しましょうというような、著作者にとって不利益な、著作者の権利を軽視した内容であった。

この記事に対し、JPCAが理事団体を務める「日本著作者団体協議会」は、機関誌の発行元である団体との話し合いの場を持ったのだが、「著作者人格権不行使特約」についての見解は平行線であった。

その後も、この記事に対する協議会の意見記事を掲載して欲しいと依頼を続け、昨年末にも代表者による面談を行ったが、「著作者人格権不行使特約」そのものを否定する立場の意見は掲載できないとし、未だ実現には至っていない。日本著作者団体協議会としては、「不行使特約」の存在を認めることは出来ず、今後もこの団体への抗議を続けていくとして協議会内での認識を共にしている。

### ■写真家、写真界の現状

フォトコンテストの応募要項と著作権関連機関誌の記事の例によって、「著作者人格権」が軽視されている現状を記したが、我々、写真家、写真界の現状、対応を確認しておく必要があるだろう。予てよりJPCAは、JPSを含む当会会員団体と協力し、応募要項に「著作権譲渡」「著作者人格権不行使」の記載を含むフォトコンテストの主催者に対し、面談や書面による改訂のお願いを行っている。それにより、応募者（写真家・写真愛好家）に対する配慮、著作権への理解が不足していたとして改めてくれる主催者も多く、一定の成果が上がっている。

一方で、写真雑誌などに登場している写真家が、著作者の権利を軽視していると思われるフォトコンテストの審査に関わっていることも事実であり、これは数年前より写真家の権利を危惧する弁護士によっても指摘されている。

また、近年「著作者人格権不行使特約」を掲げフォトコンテストの実質的な運営を請け負う団体と共に、コンテストを開催する自治体や大手企業が増えているようだ。

さらに、その運営団体の関係者をイベントにゲスト出演させている写真団体もあり、「それは『著作者人格権不行使特約』を容認していることと同じではないか」と指摘する複数の声がJPCAにも届いている。

田沼氏、瀬尾氏が人生をかけて訴え続けてきた写真家の権利への意識が、今後の写真界をリードしていくと思われる関係者や写真家たちに受け継がれていないこの状況に、2人の悲痛な叫びが聞こえてくる。

### ■権利者団体との協力—問題解決のために—

昨年、「日本著作者団体協議会」のメンバーでもある（公社）日本グラフィックデザイン協会（以後JAGDA）が主催する知財権セミナーにおいて、写真家として写真を「使ってもらう」ことをテーマに著作権の話をしていただいた。その際、JAGDA運営委員でデザイナーの味岡伸太郎氏に、私の作品を取って著作者人格権を軽視した利用によるポスター2点を創作いただき、それを放映しながら「著作者人格権不行使特約」とは何なのか、不行使に同意してしまうとどんなことが起きる可能性があるのかを解説した。

このセミナーを通じて改めて感じたことは、他のジャンルのクリエイターやアーティストの仕事や作品制作の相互理解と、著作権啓発活動における協力関係の必要性だ。

「著作者人格権不行使特約」も、昨今話題の生成AIに関する著作権法改正も、著作者とその著作物に対する敬意の欠如そのものであろう。そして、これは写真界だけの問題ではなく、ジャンルを越えた協力が必要であると共に、著作者の立場からしっかりと主張をしていくことが重要だ。著作者の言葉がいかに大切であるかということは、瀬尾太一が常々語っていたことであつたし、田沼武能の遺言の一つとして私の脳裏に焼き付いている。



photo : Kohryu Matsuo / HJPI320610001191

#### 棚井文雄（たない・ふみお）

大倉舜二に師事。「家庭画報」「Wedge」（新幹線グリーン車搭載誌）の連載や「別冊太陽」などの仕事と並行し、中国、欧州での撮影を重ね、パリ、NYで個展開催。文化庁芸術インターンシップ研修員を経て、2005年に渡英。その後、NYを拠点に10年間活動。ストリートスナップを中心に作品制作を行い、フランス国立図書館、ニューヨーク近代美術館などに作品収蔵。日本大学芸術学部非常勤講師／文化庁文化審議会著作権分科会委員